

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
 - 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- ⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更
- ※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要
＜新たな価値の例＞
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※ 民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方